

個人 5

お  
受  
付  
令和 5 年 6 月 7 日  
午前・午後 9 時 03 分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和 5 年 6 月 7 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 秋田 さとし

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	尾張旭市が目指す子育てについて
要 旨	<p>令和5年4月に、こどもまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組むためにこども家庭庁が発足しました。</p> <p>今後の尾張旭市がどのように子どもたちに関わっていくかまた「子育てするなら尾張旭市」になるように以下についてお伺いします。</p> <p>(1) こども家庭庁ができてどのように変化していくのかについて</p> <p>(2) こども家庭庁の設置に伴い、具体的にはどのようなこども施策が実施されるのかについて</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

